

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-7
許認可等の種類	同一人に対する信用の供与等の承認(漁協)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第11条の11			
許認可等の概要	漁業協同組合が行う同一人に対する信用供与等限度額を超える特例の承認			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】水産業協同組合法施行令第10条(別紙)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			

未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)

【参考】水産業協同組合法施行令第10条

法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者は、同項本文に規定する同一人(当該政令で定める特殊の関係のある者を除く。以下この条において「同一人自身」という。)が当該漁業協同組合の子会社(法第十一条の六第二項に規定する子会社をいう。)でない場合の次に掲げる者(以下この条において「受信合算対象者」という。)とする。

一 同一人自身が会社である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身の子会社

ロ 当該同一人自身を子会社とする会社

ハ ロに掲げる会社の子会社(当該同一人自身及びイ又はロに掲げる会社に該当するものを除く。)

ニ 会社以外の者であって、当該同一人自身の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの

ホ 会社以外の者であって、当該同一人自身を子会社とする会社の総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有するもの

ヘ ニ又はホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(当該同一人自身及びロに掲げる会社に該当するものを除く。)

ト 及び当該会社の子会社

ト 当該同一人自身、イからハまで若しくはヘに掲げる会社(第四項において「合算会社」という。)又はニ若しくはホに掲げる者がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(イからハまで又はヘに掲げる会社に該当するものを除く。)

二 同一人自身が会社以外の者である場合における次に掲げる者

イ 当該同一人自身がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社(以下この項及び第四項において「同一人支配会社」という。)

ロ 当該同一人自身及びその一若しくは二以上の同一人支配会社又は当該同一人自身の一若しくは二以上の同一人支配会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社(イに掲げる会社に該当するものを除く。)

2 前項第一号に規定する「子会社」とは、会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

3 法第十一条の六第三項の規定は、第一項各号の場合においてこれらの規定に規定する者が有する議決権及び前項の場合において会社又はその子会社が有する議決権について準用する。

4 第一項第一号に掲げる会社及び同項第二号に掲げる会社は、これらの規定の適用については、それぞれ合算会社及び同一人支配会社とみなす。

5 法第十一条の十一第一項本文の信用の供与又は出資として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸出金として主務省令で定めるもの

二 債務の保証として主務省令で定めるもの

三 出資として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるものに類するものとして主務省令で定めるもの

5 法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める区分は、次に掲げる信用の供与等(同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下この条において同じ。)の区分とする。

一 法第十一条の十一第一項本文に規定する同一人(以下この条において「同一人」という。)に対する信用の供与等

二 同一人自身に対する信用の供与等

7 法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五(漁民が主たる構成員若しくは出資者となっている組合員である法人で主務省令で定めるもの又は営利を目的としない法人であって、地方公共団体が出資者若しくは構成員となっているもの若しくは地方公共団体がその基本財産の一部を拠出しているもの(第十項に規定する法人を除く。))に対する信用の供与等(以下この項及び第三十五)

8 法第十一条の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 信用の供与等を受けている者(以下この条において「債務者等」という。)の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合が当該債務者等に対して法第十一条の十一第一項本文に規定する信用供与等限度額(以下この項及び第十三項において「信用供与等限度額」という。)を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

三 前二号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

9 法第十一条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該漁業協同組合及びその子会社等(法第十一条の十一第二項前段に規定する子会社等をいう。以下この項及び第十四項において同じ。)

又はその子会社等が同号の債務者等に対して合算して同条第二項前段に規定する合算信用供与等限度額(以下この項及び第十四項において「合算信用供与等限度額」という。))を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該漁業協同組合が新たに子会社等を有することとなることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該漁業協同組合及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

10 法第十一条の十一第三項の政令で定める信用の供与等は、営利を目的としない法人であって、地方公共団体が主たる出資者若しくは構成員となっているもの又は地方公共団体がその基本財産の額の過半を出資しているものうち主務省令で定めるものに対する信用の供与等とする。

11 第一項から第六項まで及び前項の規定は、法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの及び政令で定める区分、同条第二項前段の政令で定める区分並びに同条第三項の政令で定める信用の供与等について準用する。

12 法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の三十五

13 法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の十一第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 債務者等(次号の規定に該当するものを除く。)の事業の遂行上予見し難い緊急の資金の必要が生じた場合において、当該漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合連合会(以下この条において「連合会」という。))が当該債務者等に対して信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該連合会の会員その他漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業を行っている者として主務省令で定める債務者等に対して、当該連合会が信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

三 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなること。

四 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

14 法第九十二条第一項及び第百条第一項において準用する法第十一条の十一第二項後段において準用する同条第一項ただし書の政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 前項第一号に規定する場合において、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等が同号の債務者等(第三号の規定に該当するものを除く。)

に対して合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

二 当該連合会が新たに子会社等を有することとなることにより、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなる場合において、当該合計額を合算信用供与等限度額以下に減額することとすれば、当該同一人の事業の継続に著しい支障を生ずるおそれがあること。

三 前項第二号に規定する債務者等に対して、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等が合算して合算信用供与等限度額を超えて信用の供与等をしなざれば、当該債務者等の事業の安定的な遂行に困難を生ずるおそれがあること。

四 債務者等に係る受信合算対象者が新たに加わることにより、当該連合会及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算信用供与等限度額を超えることとなること。

五 前三号に掲げる理由に準ずるものとして主務省令で定める理由

15 第一項から第十項まで(第七項を除く。)の規定は、法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文の政令で定める特殊の関係のある者、信用の供与又は出資として政令で定めるもの及び政令で定める区分、同項ただし書(同条第二項後段において準用する場合を含む。)の政令で定めるやむを得ない理由、同条第二項前段の政令で定める区分並びに同条第三項の政令で定める信用の供与等について準用する。

16 法第九十六条第一項において準用する法第十一条の十一第一項本文及び第二項前段の政令で定める率は、次の各号に掲げる信用の供与等の区分に応じ、当該各号に掲げる率とする。

一 前項において準用する第六項第一号に掲げる信用の供与等 百分の四十

二 前項において準用する第六項第二号に掲げる信用の供与等 百分の二十五

審査基準
(未設定の場合は
その理由)